

事 務 連 絡
令和3年2月26日

居宅介護支援事業所管理者 様
介護保険施設管理者 様
小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様
地域包括支援センター管理者 様

長岡京市高齢介護課長

要介護認定に係る認定審査会の簡素化の実施について（通知）

平素より本市の介護保険行政に御理解御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

「介護認定審査会の運営についての一部改正について（平成30年3月23日付老発0323第1号）を踏まえ、本市では令和3年4月申請受付分から、認定審査会の簡素化を実施いたします。

引き続き、介護保険制度の円滑な運営のため、特段のご配慮をお願い申し上げます。

1 簡素化対象要件

【条件①】第1号被保険者である

【条件②】更新申請である

【条件③】コンピュータ判定結果の要介護度が、前回の認定結果の要介護度と一致している

【条件④】前回認定の有効期間が12か月以上である

【条件⑤】コンピュータ判定結果が要介護1または要支援2の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定されている

【条件⑥】コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」ではない

【条件⑦】運動能力の低下していない認知症高齢者でないこと（※乙訓地域独自）

2 簡素化実施方法

（1）実施時期 令和3年4月申請受付分から

（2）対象要件 国が示す6条件＋乙訓地域独自の1条件

※事務局および市での資料確認は省略せず、審議を要する特記事項等がある場合は、簡素化対象者から除外することがあります。

（3）有効期間 原則48か月

〒617-8501

長岡京市開田1丁目1番1号

長岡京市役所高齢介護課介護保険係

電話：075-955-2059